

2021年(令和3年)2月15日(月曜日)

損壊家屋の解体支援

日本補償コンサルタント復興支援協会(川畑清夫会長)は10日、高知県と「災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」を結んだ。災害時に損壊した家屋の解体・撤去を支援するほか、災害廃棄物処理対策講習



リモート出席の川畑会長(左端)ら

補償
復興支援協

高知県と災害時協定

に講師を派遣するなど平時でも協力体制を築く。協会は今後の支援業務で得た知見や経験などの情報を共有する。

協定は県が一括して結び、管内市町村が活用する仕組み。協会は解体・撤去に関連して必要な権利(り) 証明書の発行支援も必要に応じて手掛ける。現地確認した上での費用積算や図面作成も業務に含む。

調印式には川畑会長と川村竜哉林業振興・環境部長が出席。川畑会長は「広域的な対応は個別締結に比べて効果大きい。損壊家屋の解体などは日常的に行うものではないため、いざという時は苦労していると思う。このため、的確・円滑な実施に向けて多くの情報を共有したい」と述べた。

四
国

四国支局

〒760-0013
高松市扇町2-2-5
幸ビル
電話 087-822-2531
FAX 087-823-1654

sikoku

@kensetsunews.com